

2013

しんしろの福祉

平成25年度版

新城市市民福祉部

目 次

○ 福祉行政の組織	
○ 高齢者の福祉	1
1 高齢者の状況	1
2 在宅福祉事業	1
3 シルバー人材センター	4
4 高齢者ふれあい相談センター	4
5 虹の郷居住提供事業	4
6 老人ホームへの入所	5
7 救急医療情報キット	5
○ 介護保険	6
1 介護保険の概要	6
2 介護保険の法定介護サービスの種類	6
3 介護サービスを利用できる方	8
4 要介護認定と介護サービス利用	9
5 サービス利用者負担金等の減額	11
6 地域支援事業	12
7 保険料	15
○ 障害者の福祉	19
1 障害者手帳の交付	19
2 障害福祉サービス	20
3 障害児福祉サービス	25
4 地域生活支援事業	26
5 自立支援医療	29
6 補装具	29
7 特別障害者手当等	30
8 在宅重度障害者手当	31
9 新城市障害者手当	31
10 障害者福祉タクシー料金助成事業	32
11 在日外国人福祉手当	32
12 税の減免等	33
○ 児童の福祉	34
1 こども園	34
2 特別保育の実施状況	35
3 家庭児童相談	36
4 児童手当	36
5 児童扶養手当	36
6 愛知県遺児手当	37
7 新城市遺児手当	37

8	特別児童扶養手当	38
9	児童館	38
10	地域子育て支援センター	39
11	児童遊園	40
12	児童クラブ	40
13	子育て支援短期利用事業	41
14	母子通園施設「おおぞら園」	42
15	新城市要保護児童対策地域協議会	42
○ 母子の福祉		
1	一人親家庭等の状況	43
2	母子・寡婦福祉資金の貸付	43
3	母子生活支援施設への入所	43
4	母子自立支援員	43
○ 福祉医療費助成事業・福祉給付金支給事業		
○ 生活保護		
1	保護の実施	45
2	保護の種類	45
3	被保護世帯数及び人員等の推移	45
4	被保護世帯の類型別	45
5	種類別保護の状況	45
6	第二のセーフティネット	46
○ 社会福祉法人新城市社会福祉協議会		
1	社会福祉振興事業	48
2	援護事業	48
3	児童福祉事業	48
4	老人福祉事業	48
5	母子・父子福祉事業	49
6	障害児者福祉事業	49
7	歳末たすけあい事業	49
8	福祉団体育成事業	49
9	相談事業	49
10	自主財源の確保	50
11	共同募金運動の推進	50
12	社会福祉協議会会員の募集	50
13	ボランティアセンター活動事業	50
14	地域福祉活動推進事業	51
15	ひとり暮らし高齢者安否確認事業	52
16	資金の貸付事業	52
17	居宅介護等事業	53
18	相談支援事業	53
19	移動支援事業	54

20	老人デイサービスセンター事業	54
21	老人介護支援センター事業	54
22	地域活動支援センター事業	55
23	老人短期入所事業	55
24	訪問入浴介護事業	55
25	福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	56
26	地域包括支援センター事業	56

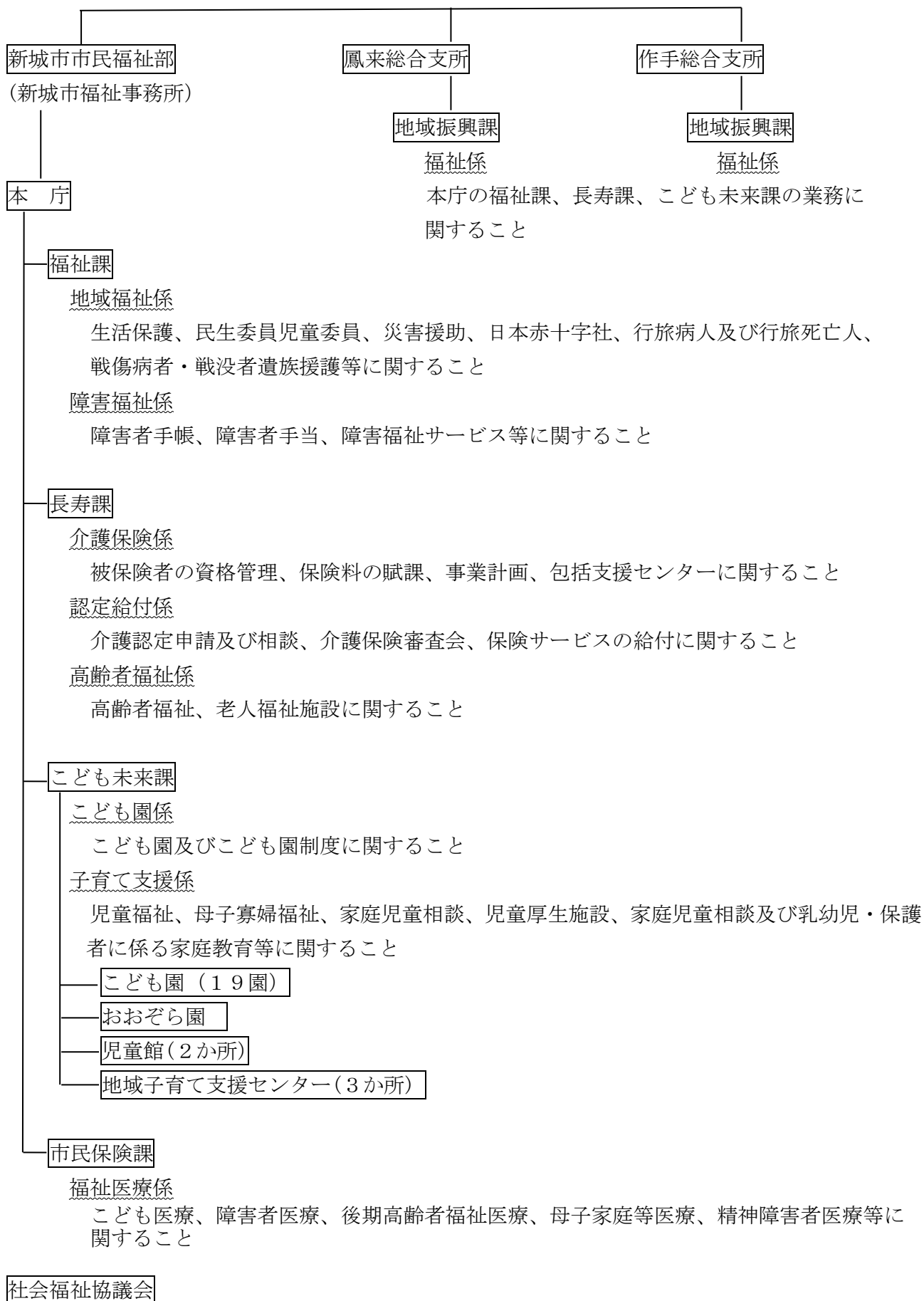
○ その他の福祉 58

1	民生委員・児童委員	58
2	災害援助	59
3	行旅病人及び行旅死亡人	59
4	旧軍人・軍属とその遺族	59
5	社会を明るくする運動	59
6	日本赤十字社	60
7	献血推進	60
8	新城保護区保護司会、新城更生保護女性会	60
9	福祉関係の委員会・団体一覧	61

手 当 等 一 覧 表

区 分	手 当 等	ページ
身体障害児・者 知的障害児・者	特 別 障 害 者 手 当	30
	障 害 児 福 祉 手 当	30
	経 過 的 福 祉 手 当	30
	愛 知 県 特 別 障 害 者 手 当	30
	愛知県障害児福祉手当及び経過的福祉手当	30
	在 宅 重 度 障 害 者 手 当	31
	新 城 市 障 害 者 手 当	31
	在 日 外 国 人 福 祉 手 当	32
児 童 母 子	児 童 手 当	36
	児 童 扶 養 手 当	36
	愛 知 県 遺 児 手 当	37
	新 城 市 遺 児 手 当	37
	特 別 児 童 扶 養 手 当	38

福祉行政の組織



高 齢 者 の 福 祉

1. 高齢者の状況

(1) 高齢者（65歳以上）人口

各年4月1日現在

年 度	総 人 口	65歳以上人口	比 率
23	50,506人	14,071人	27.9%
24	50,013人	14,218人	28.4%
25	50,124人	14,653人	29.2%

(2) ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯

[65歳以上] 市内施設の入所者除く

各年4月1日現在

年 度	ひとり暮らし高齢者	高齢者のみの世帯（うち夫婦のみ）
23	1,503人	1,879世帯（1,682世帯）
24	1,595人	1,948世帯（1,757世帯）
25	1,733人	2,096世帯（2,008世帯）

[75歳以上] 市内施設の入所者除く

各年4月1日現在

年 度	ひとり暮らし高齢者	高齢者のみの世帯（うち夫婦のみ）
23	969人	666世帯（640世帯）
24	1,032人	710世帯（687世帯）
25	1,130人	749世帯（741世帯）

※平成24年7月9日から住民基本台帳に外国人住民の方も加わりました。

2. 在宅福祉事業

(1) 生活支援ホームヘルパーの派遣事業

介護保険の介護認定審査を受けて非該当となった方の中で、日常生活を営むのに支障のある、低所得のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の虚弱の方に、調理・買い物などの家事や生活に関する相談などの生活支援としてホームヘルパーを派遣します。

○利用状況

年 度	延利用者	延 日 数
22	18人	74日
23	12人	50日
24	0人	0日

(2) 生活支援デイサービス事業

介護保険の介護認定審査を受けて非該当となった方の中で、日常生活を営むのに支障のある虚弱の方が、介護保険施設のデイサービスセンターに通所して、入浴・給食・生活指導・送迎などのサービスを受けることにより、要介護状態への進行防止のために行います。

○対象施設

寿楽荘・しんしろ福祉会館・麗楽荘・西部福祉会館・くるみ荘・虹の郷

○利用状況

年 度	延利用者	延日数
2 2	1 3 1 人	4 3 5 日
2 3	9 3 人	3 2 2 日
2 4	5 0 人	1 7 4 日

(3) 寝具乾燥サービス事業

ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の方などが、老衰、心身の障害などの理由で寝具類の衛生管理が困難な方のために担当業者が訪問し、寝具をお預かりして丸洗い・乾燥・消毒を行います。実施は年2回、費用は無料です。

○利用状況

年 度	延利用者数	利用枚数
2 2	1 7 8 人	4 9 0 枚
2 3	2 1 8 人	6 0 2 枚
2 4	2 3 8 人	6 5 7 枚

(4) 緊急通報システム設置事業

ひとり暮らし、高齢者世帯等の急病や災害時の緊急事態に対処するため、緊急通報機器をお貸しします。緊急ボタンを押すと、市が契約している業者に通報できます。電話型機器の場合、一般電話としても利用できますが、通話料は本人負担です。業者にかけた通話料は無料です。緊急時に駆けつけてくれる協力員が必要です。

○利用状況（設置件数）

年 度	月平均利用者数	通報総件数
2 2	3 0 1 人	8, 0 4 5 件
2 3	3 0 0 人	8, 5 3 5 件
2 4	3 1 7 人	9, 2 5 8 件

※通報総件数は、センターからのお伺い電話を含む

(5) 日常生活用具の給付・貸与事業

防火の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者等に電磁調理器、自動消火器、火災報知器を給付します。

市民税非課税世帯が対象で、費用は無料です。

○利用状況

年 度	給付者数	電磁調理器	火災報知器	自動消火器
2 2	9 人	1 台	6 台	4 台
2 3	7 人	3 台	4 台	0 台
2 4	1 4 人	3 台	1 1 台	3 台

(6) シルバーハウジング生活援助員派遣

高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対して、生活援助員を派遣して生活指導、相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供します。

対象住宅 県営弁天住宅 1 2 戸

(7) 高齢者福祉タクシー料金助成事業

満 8 0 歳以上のひとり暮らしや 7 0 歳以上の世帯員のみの方の 8 0 歳以上の人が外出することを容易にするため、タクシー料金の一部を助成します。

ただし、高齢者外出支援サービスや障害者福祉タクシーチケットを受けている方及び世帯に自家用車のある方は、このサービスを受けられません。年間 2 4 枚綴りが 1 冊支給され、1 回 1 枚の利用ができます。年度ごとの申請が必要です。

○ 利用状況

年 度	給付者数	延利用件数
2 2	2 8 5 人	3, 7 6 9 件
2 3	3 1 1 人	3, 9 1 0 件
2 4	3 1 1 人	3, 6 9 9 件

(8) 外出支援サービス事業

自力で歩行することが困難な高齢者（要介護 4 または 5）や身体障害者（身体障害者手帳の体幹または下肢の 1 級、2 級）が医療機関等へストレッチャーや車椅子で乗降可能なタクシー（介護タクシー）を利用して外出する場合に料金の一部を援助します。ただし、愛輪サポートに限ります。

助成世帯に車椅子対応の車両がある方及び自動車税、軽自動車税の減免を受けている方などは支給されません。年間 2 4 枚綴りが 1 冊支給され、1 回 1 枚の利用ができます。年度ごとの申請が必要です。

○ 利用状況

年 度	給付者数	延利用件数
2 2	3 6 人	2 4 4 件
2 3	3 6 人	3 2 2 件
2 4	4 2 人	3 1 5 件

3. シルバー人材センター

定年退職者などの高齢者に、就業機会を提供するとともに、さまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現を目指しています。

各年度4月1日現在

年 度	会員数	入会率	60歳以上人口
23	621人	3.3%	18,582人
24	604人	3.2%	18,817人
25	600人	3.2%	19,030人

4. 高齢者ふれあい相談センター

要介護状態となる恐れのある高齢者の方、またはその家族に対して、在宅介護に関する総合的な相談に応じたり、代理申請などの支援業務を6ヶ所のセンターで行なっています。介護保険事業における包括支援センターの窓口として機能しています。

○ 施設の概要

センター名	所在地	担当地区
寿楽荘	新城市一畷田字清水野12番地3	八名中学校区
しんしろ福社会館	新城市字東沖野20番地12	新城中学校区
麗楽荘	新城市矢部字上ノ川1番地4	東郷中学校区
西部福社会館	新城市野田字上市場26番地2	千郷中学校区
くるみ荘	新城市玖老勢字クルミ沢1番地2	鳳来中学校区
虹の郷	新城市作手高里字縄手上22番地	作手中学校区

○利用状況

年 度	年間相談実人数	年間相談延件数
22	7,846人	16,785件
23	7,957人	16,276件
24	7,562人	15,299件

5. 虹の郷居住提供事業

高齢などのため、独立して生活することに不安のある方に対して、一定期間居住の場を提供します。定員10名（7室）

○利用状況

年 度	年間利用実人数	年間利用延人数	年度末在所者数
22	8人	1,342人	3人
23	9人	1,058人	3人
24	8人	1,194人	6人

6. 老人ホームへの入所（養護老人ホーム入所措置事業）

○養護老人ホーム入所要件

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、家庭で養護を受けることが困難な方。

入所者本人並びに扶養義務者の所得に応じて一部負担金が必要となります。

○入所の状況（本市措置者）

各年度4月1日現在

施設名\年度	23	24	25
寿楽荘（新城市）	21人	21人	16人
つつじ荘（豊橋市）	1人	1人	0人
宝泉寮（設楽町）	0人	2人	2人

7. 救急医療情報キット

ご自身の緊急時連絡先や病名・かかりつけ医などを記入した「救急医療情報用紙」、医療保険証のコピー等を専用の筒型容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、急変や災害など万一の際に備えるものです。

キットを受け取るには、申し込みが必要です。申請書を受付後、一世帯に1セット配布します。（無償）

※各高齢者ふれあい相談センター、地区の民生委員も申請を代行しています。

○平成25年4月1日時点 配布数 2,247世帯



介護保険

1. 介護保険の概要

介護保険は、平成12年4月、介護を必要とする人を社会全体で支えるしくみとしてスタートしました。在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大し、定着してきました。今後、高齢化がさらに進み、認知症や一人暮らしの高齢者の方が増加すると見込まれています。そこで、高齢者の方ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、また、介護保険制度を将来にわたり安定的に持続できるよう、平成18年4月制度改正があり制度の見直しが行われました。介護予防サービスや地域密着型サービスが加わり、要介護認定の見直しとともに状態に応じたより細かなサービス提供が行なわれる事になりました。

2. 介護保険の法定介護サービスの種類

介護保険で利用できる介護サービスには、次のものがあります。

介護が必要と認定された方（要介護者と呼びます。要支援者も含まれます。）の心身の状況や家庭状況に応じて、ご本人やご家族が必要な介護サービスを選択し利用します。

在宅／施設	区分	介護サービスの種類	サービスの内容
居宅で利用 するサービス	計画作成	居宅介護支援 介護予防支援(要支援者)	要介護者の居宅介護・介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、要介護者の介護サービス利用の連絡調整を行うもの。（このサービスだけは、費用が全額保険給付となり、個人負担はありません。）
		訪問介護 介護予防訪問介護 (要支援者)	ホームヘルパーが要介護者宅を訪問し、身体の介護や身の周りの世話をするもの
	訪問通所 サービス	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 (要支援者)	訪問入浴事業者が要介護者宅を訪問し、組立て式浴槽を使って要介護者の入浴を援助するもの
		訪問看護 介護予防訪問看護(要支援者)	医療機関の看護師が要介護者宅を訪問し、処置など医療介護をするもの
		訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション(要支援者)	医療機関の理学療法士や作業療法士が要介護者宅を訪問し、リハビリを行うもの
		通所介護 介護予防通所介護(要支援者)	デイサービスセンターで一日介護を受けるもの
		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション(要支援者)	デイケアセンターで一日リハビリ介護を受けるもの
		居宅介護福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 (要支援者)	特殊ベット、車椅子、エアマット、体位変換器、スロープ、歩行器、歩行補助杖、徘徊感知器、移動用リフトを月単位で貸借するもの

居宅で利用 するサービス	訪問通所 サービス	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理・指導を行うもの
	短期入所 サービス	短期入所生活介護・介護予 防短期入所生活介護(特養 でのショートステイ)	特別養護老人ホームなどの入所施設に短期間入所して、食事、入浴、排泄などの介護サービスや機能訓練を受けるもの
		短期入所療養介護・介護予 防短期入所療養介護(老健 でのショートステイ)	老人保健施設などの入所施設に短期間入所して、医学的な管理のもとでの医療、介護、機能訓練を受けるもの
	その他	居宅介護福祉用具購入 費支給 介護予防福祉用具購入 費(要支援者)	支給限度内で次の介護保険支給対象となる福祉用具 購入費の9割までを支給するもの (支給額は年間9万円まで) ・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトの吊り具
居宅介護住宅改修費支 給 介護予防住宅改修費支 給(要支援者)		支給限度内で次の介護保険支給対象となる住宅の改 修費の9割までを支給するもの (支給額は原則18万円まで) ・手すりの取付け ・段差の解消 ・床材の変更 ・引き戸等取替 ・洋式便器への取替	
入院・入所 して利用す るサービス		特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどの入所者が介護や機能訓練などを 受けるもの
		介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	生活介護を中心に行う施設です。 寝たきりなどによりいつも介護が必要で、自宅では 介護を受けることができない人を対象とした施設で す。介護や日常生活上の世話などが行われます。医 療行為はほとんど行われません。 (要介護1～5の方(旧措置入所者を除く)のみ利 用できます。)
		介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護やリハビリを中心に行う施設です。 積極的な治療より、主にリハビリや介護、日常生 活上の世話が中心として行われる施設です。 (要介護1～5の方のみ利用できます。)
		介護療養型医療施設	医療を中心に行う施設です。 長期的に療養が必要な方を対象とした介護体制の整 った医療施設(病院)です。 「療養型病床群」「老人性痴呆疾患療養病棟」の2 種類の施設があります。 (要介護1～5の方のみ利用できます。) ※ 療養型病床群などには、医療保険適用病床と介護 保険適用病床があります。この区分は各施設で区分 しています。

居宅で利用 するサー ビス	地域密着 型サー ビス	小規模多機能型 居宅介護 介護予防小規模多機能型 居宅介護（要支援者）	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサー ビスや泊りのサービスを組み合わせて多機能なサー ビスを受けるもの
		認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型 通所介護（要支援者）	認知症の人を対象に、デイサービスセンターで専門 的なケア（1日介護）を受けるもの
入所して利 用するサー ビス	地域密着 型サー ビス	認知症対応型共同生活 介護 介護予防認知症対応型 共同生活介護（要支援者）	認知症の高齢者が共同で生活できる場（居住）で食 事、入浴、排泄などの介護や機能訓練などを受ける もの （要支援2、要介護1～5の方のみ利用できます。）

※ 上記の入所・入院施設うち認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護以外の施設は、要介護者等ご本人の住んでいる市町村以外の市町村に所在する施設も利用（入所・入院）することができます。ただし、地域密着型サービスに指定されているサービスは除く。

3. 介護サービスを利用できる方

介護保険での介護サービスを利用できる方は、身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排泄、食事などの日常生活における基本的な動作に介助や支援を必要とする状態が6ヶ月以上継続すると見込まれる方で、4「要介護認定」を受けた方です。

ただし、年齢により次の条件があります。

① 65歳以上の方（第1号被保険者）

一定以上の介助や支援を必要とする状態であれば、特に制限はありません。

② 40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）

一定以上の介助や支援を必要とする状態であっても、その状態になった原因が次の疾病による方に限られます。そのため、この疾病以外の傷病で介助や支援を必要とする状態になった方は、介護保険の介護サービスを利用することができません。（この介護保険サービスをご利用できない方は、身体障害者等の認定を受けたのち障害者福祉サービスをご利用頂くこととなります。また、この方も65歳に到達した時点から介護保険による介護サービスのご利用ができます。）

1. がん（がん末期） 2. 関節リウマチ 3. 筋萎縮性側索硬化症 4. 後縦靭帯骨化症 5. 骨折を伴う骨粗鬆症 6. 初老期における認知症	7. 進行性核上性麻痺、 大脳基底核変性症及び パーキンソン病 8. 脊髄小脳変性症 9. 脊柱管狭窄症 10. 早老症 11. 多系統萎縮症	12. 糖尿病性神経障害、 糖尿病性腎症及び糖尿 病性網膜症 13. 脳血管疾患 14. 閉塞性動脈硬化症 15. 慢性閉塞性肺疾患 16. 両側の膝関節又は股関 節に著しい変形を伴う変 形性関節症
---	---	---

③ 40歳未満の方

40歳未満の方は、介護保険に加入できませんので、介護保険の介護サービスをご利用できません。

4. 要介護認定と介護サービス利用

介護サービスの利用をはじめようとするときは、次の手続きをしてから、実際に介護サービスを利用することになります。この手続きを「要介護認定」といいます。この手続きは、いつでも行うことができますので、実際に介護サービスの利用を始めようと思ったときに手続きしてください。

(1) 要介護認定を受ける。

①市役所（本庁及び各総合支所）または最寄りの指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センターで申請します。

この申請は、いつでもすることができ、費用は無料です。

（病院入院中の方は、入院治療が終わり退院が近くなってから申請します。）

（当面、介護サービス利用を考えていない方は、申請する必要はなく、利用を始めようとするときに申請します。）

②市から調査員が本人宅へ訪問調査に伺います。

③市は本人の主治医に依頼して、意見書を作成してもらいます。

④介護認定審査会（医療、保健、福祉の専門家で合議）で判定します。

訪問調査と主治医意見書から、介護に要する標準的な時間を推定して、介護度を決定します。介護度に応じて保険給付の限度額が決められます。

⑤申請から1ヶ月くらいで認定結果を郵便でお知らせします。

⑥一度認定を受けると一定期間（原則12月間・6～24月間で決定されます。）介護サービスの利用ができます。

その後、認定期間満了の度に上記①～⑤の手続きを繰り返し、その時々々の心身の状況にあった介護度に見直していきます。（その都度申請をして頂きます。）

※ 心身の状態が改善したときや悪化したときは、期間の中途でも変更申請をすることができます。

要介護認定状況（平成25年3月末現在）

（単位：人）

区 分	要支援		要 介 護					合 計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
第1号被保険者	432	347	640	369	293	318	228	2,627
第2号被保険者	5	5	8	12	11	10	9	60
合 計	437	352	648	381	304	328	237	2,687

※申請件数は、月平均221件(内訳:新規70件、更新119件、変更32件)

(2) 実際の介護サービス利用を考える。

①在宅で介護サービスの利用を希望される場合

(1)の①～⑤の要介護認定手続きで認定を受けたら、次にどんな介護サービスを利用するか、本人の介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。この介護サービス計画(ケアプラン)は、ご本人又はご家族が選んだ指定居宅介護支援事業所、介護支援専門員が、本人と家族の希望を聞いて、毎月、翌月分の介護サービスの利用計画を作成します。ただ

し、要支援の認定を受けた場合は地域包括支援センターが担当します。

なお、介護保険で利用できる金額には上限があり、限度額を超えて利用したときは超過分が全額自己負担になります。

○ 利用限度額（月額）

要介護度	居宅サービス
要支援 1	49,700円
要支援 2	104,000円
要介護 1	165,800円
要介護 2	194,800円
要介護 3	267,500円
要介護 4	306,000円
要介護 5	358,300円

②介護保険施設へ入所・入院を希望される場合

(1)の①～⑤の要介護認定手続きで認定を受けたら、入所・入院希望先の施設に申込みをします。

介護保険施設の資料や連絡先は、市役所長寿課、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護支援センターで提供します。施設申込みは、ご本人又はご家族で行って頂きます。

(3) 介護サービスの利用を始める。

①在宅で介護サービスを利用する場合

介護サービス計画(ケアプラン)ができたなら、その計画に添って介護サービスを利用していきます。(介護サービス提供事業者への連絡は、介護支援専門員が行います。)

介護サービスを利用したときには、ご本人が、費用の1割を介護サービス提供事業者へ支払っていただきます。(残り9割は、介護保険から提供事業者に費用が支払われます。)

○居宅介護・介護予防サービス利用状況（平成25年3月利用分：月遅れ請求分を除く）

主な居宅サービス	利用事業所数	利用人数
① 訪問介護(ホームヘルプ)	26	348人
② 訪問看護	12	70人
③ 訪問入浴	6	81人
④ 通所介護(デイサービス)	45	827人
⑤ 通所リハビリ(デイケア)	15	361人
⑥ 短期入所(生活・療養介護)	18	252人
⑦ 福祉用具貸与	36	715人

②介護保険施設へ入所・入院する場合

申込み先の介護保険施設とご相談ください。

○施設介護サービス利用状況（平成25年3月利用分：月遅れ請求分を除く）

施設種類	利用施設数	利用人数
特別養護老人ホーム	21	191
介護老人保健施設	24	203
介護療養型医療施設	10	146
合 計	55	540

5. サービス利用者負担金等の減額

介護保険制度(本市独自のものを含む。)では、利用者本人及びご家族の収入等の状況に応じて、次のような利用者負担金等の軽減措置が行われています。なお、この軽減を受けるためには本人の申請(高額介護サービスは除く。)が必要です。

① 高額介護サービス

利用者負担金が一定金額(月額)を超えた場合は、その超えた金額が払い戻されます。

* 利用者負担の上限額（世帯合算：1か月）

- ・ 一 般 37,200円
- ・ 世帯全員が市民税非課税者等 24,600円
- ・ 世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者等 15,000円
- ・ 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の者 15,000円

② 施設サービスの食事等負担

介護保険施設に入所すると1割の利用者負担と食費・居住費・日常生活費が自己負担となります。申請により食費・居住費は下記の金額を超えた分は介護保険から給付されます。

- | | ＜食費＞ | ＜居住費・多床室の場合＞ |
|---------------------------------|------------------|--------------|
| ・ 一 般 | (1日 1,380円 | 1日 320円) * 1 |
| ・ 世帯全員が市民税非課税者 | 1日 650円 | 1日 320円 * 2 |
| ・ うち合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の者 | 1日 390円 | 1日 320円 * 2 |
| ・ 上記世帯で高齢福祉年金受給者等 | 1日 300円 | 1日 0円 * 2 |

* 1 食費及び居住費は標準的(施設によって異なる)な利用者負担額です。

* 2 多床室(相部屋)の場合

③ 社会福祉法人等が行う介護サービス

※介護老人福祉施設・訪問介護・通所介護・短期入所の各サービスに限る。

社会福祉法人等で利用者負担金の軽減を実施するという意思表示を行った法人等が経営する介護施設または事業所において、一定条件のうえ利用者負担が軽減されます。

- ・ 一 般 …… 利用金額の1割(10%)負担
- ・ 市民税世帯非課税で次の要件をすべて満たし生計困難と市が認めた者
 - * 年間収入が単身世帯で150万円(世帯員1人増員につき50万円加算)以下であること
 - * 預貯金等の額が単身世帯で350万円(世帯員1人増員につき100万円加算)以下であること
 - * 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
 - * 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
 - * 介護保険料を滞納していないこと ……利用者の支払金額の25%が減額

ただし、上記のうち老齢福祉年金受給者及び
これと同程度の生計状況にある者 ……50%が減額

- ④ 災害を受けた場合又は生計中心者の著しい収入の減少があった場合（保険料減免と同じ条件）
- * 被害の程度、収入の減収状況によって利用者負担金(原則、費用の1割程度)が減額されます。

6. 地域支援事業

地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務）を行なうことにより、被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう事業を実施します。

(1) 介護予防事業

① 認知症介護者との座談会

認知症高齢者の介護者に対し、認知症について知識を深めるために開催しました。

○24年度実施分

実施日	出席者数
10月26日(水)	8人

② 介護予防教室の開催

◆転ばぬ先のお達者教室

要介護状態になるおそれのある方、転倒に対する不安の高い方に対し、運動機能向上を中心としたプログラムを実施しました。

講座内容	時期	場所	出席者数
転倒予防の運動 体力測定 (各10回コース)	9月～11月	鳳来保健センター	23人
	10月～12月	作手保健センター	24人
	1月～3月	新城保健センター	21人

◆木曜塾

介護予防の運動やミニ講座を実施しました。

○24年度実績 39回 延288人

◆認知症予防教室

「認知症になっても暮らしやすいまち」をめざし、認知症についての正しい知識を学ぶことを目的に実施しました。

実施日	実施内容（テーマ）	参加人数
9月25日（火）	薬剤師講話「認知症と薬」	21人
10月10日（水）	管理栄養士、歯科衛生士講話 「認知症予防（栄養・歯）について」	17人
10月31日（水）	認知症ケア上級専門士、のんほい劇団 「介護劇をみながら認知症についてみんなで考えよう」	16人

③ 配食サービス事業

在宅のひとり暮らし高齢者に対し、食生活の改善と健康保持及び安否の確認を行なうため事業を実施します。

配達は、火・木・金の週3回の昼食又は夕食を実施し、1食につき300円の自己負担が必要です。

○ 利用状況

年度	月平均利用者数	年間延食数
22	197人	22,447食
23	209人	24,088食
24	241人	27,947食

④ 友愛訪問事業

ボランティア団体（はぐるまの会）が、ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者がいる家庭を毎月訪問し、心の交流、日常生活の相談、安否確認を行ないます。

○ 活動状況（被訪問者数及び訪問活動者数は翌年度名簿による）

年度	被訪問者数	年間延訪問回数	訪問活動者数
22	163人	4,038回	90人
23	157人	3,483回	93人
24	196人	3,468回	97人

⑤ ミニデイサービス事業

ひとり暮らしで家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、地域のボランティア団体が公民館等で介護予防の健康体操、ゲーム、手遊び等各種サービスを提供します。

○ 実績

年度	実施地区数	延参加高齢者数
22	38カ所	6,570人
23	37カ所	6,290人
24	39カ所	5,807人

(2) 包括的支援・任意事業

① 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターでは、保健師1名、看護師1名、主任介護支援専門員2名、社会福祉士2名により、介護サービスのケアプランの作成、高齢者やその家族からの相談、高齢者の虐待防止及び権利擁護などを行ないます。

② 家族介護支援事業

要介護4・5の市民税非課税世帯の介護者に対して、介護用品の支給を行います。

③ 老人クラブの活動

老人クラブでは、老後の生活を明るく豊かなものにするため、趣味活動、スポーツ大会、社会奉仕活動、高齢者大学の開講など活発な活動を行なっています。

○ 各年度4月1日現在の状況

年度	クラブ数	会員数
23	62クラブ	3,470人
24	56クラブ	3,084人
25	56クラブ	3,018人

7. 保 険 料

(1) 65歳以上の方（第1号被保険者）

全員ひとりひとり保険料を納めていただきます。

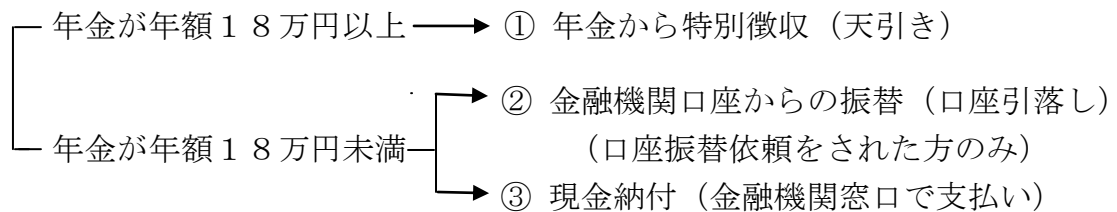
この保険料は、新城市で平成24年度から平成26年度までの3年間に利用される見込みの介護サービス及び介護予防事業に要する費用を推計し、そのうち介護サービスは概ね21%分を高齢者全員で分担するように設定してあります。（保険料に過不足ができた場合には、**介護給付費準備基金**の積立てまたは取崩しを行い、次の3年間（平成27年度から平成29年度まで）の保険料で調整することになっています。）

市では、3年間の高齢者人口推計と所得段階別人数推計をもとに9段階の保険料を定めました。ひとりひとりの保険料は、所得などに応じて9段階のいずれかの保険料を納めていただきます。

ただし、納め方は、ひとりひとり異なっていて、下記の①～③のいずれかになります。

※介護給付費準備基金

第1号被保険者から徴収した保険料が介護サービス給付費支払に充てられ、この結果余剰金が生じた場合に一時この基金に積み立てて以後の給付費事業に使います。



※年金が年額18万円以上でも、②・③になる場合があります。

- ・ 年度途中で65歳に到達した方
 - ・ " 他の市町村から転入された方
 - ・ " 年金の受取を開始した方
 - ・ " 所得申告修正等により保険料段階が変わった方
 - ・ その他（年金担保貸付金返済中・年金支払調整・支給停止）
- } → 翌年4月以降①に切替

新城市の第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料額

基準額 年額53,400円（1か月あたり4,450円）

保険料段階	対象者	保険料の率	24年度の保険料額
第1段階	世帯全員が市民税非課税でかつ老齢福祉年金の受給者と生活保護受給者等	基準額 × 0.5	26,700円
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.5	26,700円

第3段階	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.65	34,710円
第4段階	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	基準額 × 0.75	40,050円
第5段階	市民税世帯課税、本人市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.9	48,060円
第6段階	市民税世帯課税、本人市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	基準額	53,400円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額 × 1.25	66,750円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.5	80,100円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額 × 1.75	93,450円

(2) 40歳から65歳未満の方（第2号被保険者）

医療保険分と介護保険分とを合算して社会保険料として納めていただきます。

介護保険分の保険料は、今までの医療保険分の保険料と同じ方法で算定されています。

- ・健康保険の方＝ 給料に応じて保険料額が決まります。
（政管・組合） 給料から社会保険料として天引きになります。
（各医療保険のそれぞれの算定方法で、個人ごとに決められます。）
- ・国保の方 ＝ 所得、資産などに応じて保険料額が決まります。
口座振替や現金納付で納めていただきます。

◎第1号被保険者保険料の減免

次のような状況の場合は、保険料の減免を申請することができます。

- ① 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- ② 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

- ③ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- ④ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したとき。
- ⑤ 第2段階の所得区分のうち、下記の要件に該当するとき
- ア 前年の世帯収入金額が生活保護の基準以下である。
- イ 保険料の賦課期日の属する年度分の、市民税を課される者の扶養を受けていない。
- ウ 社会保険の被扶養者でない。
- エ すべての世帯員が所有している自己居住用の土地・家屋以外の固定資産を活用しても、なお保険料の納付が困難である。
- オ すべての世帯員の預貯金、手持金等の合計が、生活保護の基準(1ヶ月分)の1.2倍を超えない。

(参考) 指定居宅介護支援事業所等一覧

この事業所は、県の指定を受け、要介護認定等の申請の代行と介護(介護予防)サービス計画(ケアプラン)の作成を行ないます。

これらを依頼する事業所は、ご本人又はご家族が選択することができます。ただし、要支援の認定を受けた方については、地域包括支援センターが担当します。

* 新城市内の事業所を掲示しています。

指定事業所名	所在地	連絡先電話・FAX
しんしろ福祉会館居宅介護支援事業所	〒441-1363 新城市字東沖野20番地12	0536-23-5618 0536-23-5046
麗楽荘居宅介護支援事業所	〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1番地4	0536-22-4111 0536-22-4112
寿楽荘居宅介護支援事業所	〒441-1338 新城市一畷田字清水野12番地3	0536-26-0050 0536-26-0631
アイ居宅介護支援事業部 (今泉病院内)	〒441-1376 新城市字宮ノ前24番地3	0536-22-1150 0536-23-5428
こすもす居宅介護支援事業所	〒441-1355 新城市上平井380番地	0536-23-1880 0536-23-2402
ミズホ居宅介護支援事業所	〒441-1363 新城市字東沖野37番地4	0536-23-8138 0536-23-8138

サマリヤの丘居宅介護支援事業所	〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1番地3	0536-24-1165 0536-24-1166
コープあいち福祉サービス・新城	〒441-1367 新城市字西新町12番地1	0536-24-1811 0536-24-1855
新城・豊川介護支援センター	〒441-1341 新城市杉山字端城26番地5	0536-23-6581 0536-23-6582
ほうらい居宅介護支援事業所	〒441-1945 新城市玖老勢字クルミ沢1番地2	0536-35-0694 0536-35-0695
医療法人静巖堂医院居宅介護支援事業所	〒441-1946 新城市副川字大貝津13番地	0536-35-0022 0536-35-0286
愛知東農業協同組合居宅介護支援事業所	〒441-1634 新城市長篠字日焼7番地1	0536-32-1905 0536-32-1940
虹の郷居宅介護支援事業所	〒441-1423 新城市作手高里字繩手上22番地	0536-38-1481 0536-37-6033
星野病院居宅介護支援事業所	〒441-1615 新城市大野字上野70番地3	0536-32-1515 0536-32-1516
ろくじゅ介護支援センター新城	〒441-1368 新城市字屋敷70番地1	0536-23-6101 0536-23-6107
さくらしんしろケアプランセンター	〒441-1367 新城市札木32番地10	0536-24-9288 0536-24-9289
新城市地域包括支援センター (しんしろ福祉会館内)	〒441-1363 新城市字東沖野20番地12	0536-23-6810 0536-23-5046

障害者の福祉

1. 障害者手帳の交付

(1) 身体障害者手帳

①対象となる方

目、耳、口、手足、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器などに一定以上の永続する障害のある方で、障害の程度により1級から6級までの等級区分のいずれかに該当する方

②手続きに必要なもの

ア 身体障害者手帳交付申請書（用紙は市役所福祉課にあります。）

イ 指定医の診断書（用紙は市役所にあります。）

ウ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚 1年以内に写したもの

③身体障害者手帳交付状況（平成25年4月1日現在 単位:人）

障害別 等級	視 覚	聴覚 平衡機能	音声・言語 咀嚼機能	肢体 不自由	内 部	計
1級	34			94	368	496
2級	36	44		210	1	291
3級	12	25	11	237	157	442
4級	4	31	6	363	146	550
5級	8			124		132
6級	12	50		40		102
計	106	150	17	1,068	672	2,013

※7級は集計に含んでおりません。

(2) 療育手帳

①対象となる方

概ね18歳以前に持続すると思われる知的障害(知能指数75以下)が認められた方

②新規の手続きに必要なもの

ア 療育手帳交付申請書（用紙は市役所福祉課にあります。）

イ 療育手帳判定用調査表（用紙は市役所福祉課にあります。）

ウ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚

エ 在学中の成績証明書等（18歳以上の方のみ必要）

③再判定の手続きに必要なもの

ア 療育手帳再判定申請書（用紙は市役所福祉課にあります。）

イ 療育手帳調査表[再判定用]（用紙は市役所福祉課にあります。）

ウ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚

④療育手帳の交付状況（平成25年4月1日現在 単位:人）

重度(IQ35以下)	中度(IQ36~50)	軽度(IQ51~75)	計
140	110	90	340

(3) 精神障害者保健福祉手帳

①対象となる方

精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方
(知的障害を除く精神患者のすべて)

②手続きに必要なもの

- ア 精神障害者保健福祉手帳交付申請書 (用紙は市役所にあります。)
- イ 顔写真 (たて4 cm×よこ3 cm) 1枚
- ウ 指定医の診断書 (用紙は市役所にあります。)

または、障害年金証書の写し

③精神障害者保健福祉手帳の交付状況 (平成25年4月1日現在 単位:人)

1級	2級	3級	計
26	195	38	259

2. 障害福祉サービス

平成25年4月より「障害者自立支援法」が地域社会における共生の実現にむけて、障害福祉サービスの日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」に改められ、障害者の定義に難病等が追加されました。

障害福祉サービスは、障害者が障害の程度や心身の状態などに応じて、受けられる全国一律のサービスです。

(1) 障害福祉サービスの種類と内容

介護給付	居宅介護	ヘルパーの派遣により、自宅での入浴、排泄、食事の介助等を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援を行います。
	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間施設へ入所ができます。
	重度障害者等 包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活の場所で、入浴、排泄、食事の介護などが受けられます。
	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排泄、食事の介護などをします。

訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間における身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(生活訓練・機能訓練)
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援	通常の事業所で働く事が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。(A型＝雇成型・B型＝非雇成型)
	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。
	宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援・生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
相談支援給付	地域移行支援	障害者施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。
	計画相談支援	障害福祉サービス等を申請した障害者(児)についてサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行います。

(2) 障害福祉サービスの利用申請等

市では、利用希望者から申請を受け付けた後、利用者の心身の状況を調査し、審査会等を通して総合的に判定し、支給の決定を行います。

- ① 利用申請書の受理。
- ② 調査員による106項目のアセスメント調査を実施。
- ③ 同時に、利用者より意向調査を実施。
- ④ コンピューターによる1次判定、審査会による2次判定を経て、障害程度区分を決定。
- ⑤ 支給決定を行い、利用者に対し障害福祉サービス受給者証を交付。

(3) 障害福祉サービスの利用

障害福祉サービスを利用する場合、サービス利用計画に基づいて指定サービス事業者と契約を締結し、サービスの提供を受けます。

(4) 障害福祉サービスの利用者負担金

障害福祉サービスの利用者負担は定率で、原則1割となっています。なお、利用者の負担軽減のため、所得に応じて上限額が設定されています。

区分	収入の状況	負担上限額
生活保護・低所得	生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
一般 1	居宅で生活する障害児	4,600円
	居宅で生活する障害者及び 20歳未満の施設入所者	9,300円
一般 2	市民税課税世帯	37,200円

利用するサービスに応じて、上記にある負担上限額の軽減策が講じられていますので、利用されるときには必ずご確認ください。

(5) 障害福祉サービスの利用実績

(平成24年度実績)

事業種別		延利用人数(人)	利用日数等
介護給付	居宅介護	837	11,497 時間
	重度訪問介護	0	0 時間
	行動援護	42	265 時間
	療養介護	71	2,113 日
	生活介護	1,043	21,185 日
	短期入所	266	1,639 日
	重度障害者等包括支援	0	0 人
	共同生活介護	383	10,777 日
	施設入所支援	635	18,630 日
訓練等給付	自立訓練	26	466 日
	就労移行支援	163	2,813 日
	就労継続支援A	191	4,074 日
	就労継続支援B	614	10,469 日
	共同生活援助	84	2,164 日
	宿泊型自立訓練	16	487 日
相談支援給付	地域移行支援	15	
	地域定着支援	37	
	計画相談支援	382	

(6)市内の障害福祉サービス事業所

①介護訓練等給付

ア 社会福祉法人 新城福祉会

電 話 0536-24-1313 F A X 0536-24-1555
定員数 生活介護 24名
 就労移行支援 6名
 就労継続支援B型 10名

○レインボーはうす（新城市矢部字本並48番地）

提供するサービス	内 容
生活介護	下請け簡易作業・農耕作業・療育的活動
就労移行支援	弁当製造販売・移動販売

○レインボーのお菓子やさん（新城市字町並109番地 オレンジプラザ1階）

提供するサービス	内 容
就労継続支援B型	焼き菓子、洋菓子の製造販売・施設外就労・自主製品販売

○オレンジプラザ（新城市字町並109番地 オレンジプラザ2階）

提供するサービス	内 容
生活介護	下請け簡易作業

○グリーンファーム（新城市平井字野地22番地1、23番地1）

提供するサービス	内 容
生活介護	下請け簡易作業・農耕作業・観葉植物の販売等

イ 特定非営利活動法人 もくせいの家

電 話 0536-32-3930 F A X 0536-32-3930
定員数 就労移行支援 6名
 就労継続支援B型 10名

○もくせいの家ほうらい（新城市長篠字丸井5番地2）

提供するサービス	内 容
就労移行支援	各種部品の組み立て
就労継続支援B型	靴下の仕上げ加工と販売・しいたけ栽培・農作業

ウ 有限会社 グレース マナハウス

電 話 0536-23-8141
定員数 就労継続支援A型 20人

○マナハウス（新城市富永字郷中53番地）

提供するサービス	内 容
就労継続支援A型	スーパー等バックヤード作業（商品の袋詰め、パック作業等）

エ 社会福祉法人 やまなみ会

電 話 0536-23-0087 F A X 0536-23-2003

定員数 就労継続支援B型 20人

○やすらぎの家（新城市字下川23番地）

提供するサービス	内容
就労継続支援B型	タオルたたみ・自動車部品の組み立て・メール便宅配等

②グループホーム・ケアホーム

ア 社会福祉法人 新城福祉会

電 話 0536-24-1313 F A X 0536-24-1555

○サポートホームしんしろ

ホーム名	住 所	定 員
城北ホーム	新城市平井	4名
石田ホーム	新城市石田	6名
市場台ホーム	新城市市場台	4名
第2城北ホーム	新城市平井	2名

○サポートホーム第2しんしろ

ホーム名	住 所	定 員
万福ホーム	新城市石田	7名

○サポートホームほうらい

ホーム名	住 所	定 員
長篠ホーム	新城市長篠	4名
矢部ホーム	新城市矢部	4名

イ 有限会社 グレース

電 話 0536-23-8141

ホーム名	住 所	定 員
マナホーム	新城市富永	6名
マナホーム2		5名

③居宅介護

事業所名	住 所	電 話
レインボーはうす	新城市矢部字本並48番地	0536-24-1313
しんしろ福祉会館	新城市字東沖野20番地12	0536-23-5618
みかわ市民生協 コープあいち 福祉サービス・新城	新城市字西新町12番地 1	0536-24-1811
瑞穂ケア・サービス	新城市字東沖野37番地4	0536-23-8138
虹の郷	新城市作手高里字縄手上22番地	0536-38-1481

④行動援護事業所

事業所名	住 所	電 話
レインボーはうす	新城市矢部字本並48番地	0536-24-1313

⑤短期入所

事業所名	住 所	電 話
矢部ホーム	新城市矢部字松下6番地2	0536-24-1313

3. 障害児福祉サービス

児童福祉法に基づく障害児支援体制の強化が図られ、年齢や障害特性に応じた専門的な支援として、児童発達支援、放課後等デイサービスが設けられています。

(1) 障害児福祉サービスの種類と内容

児童通所給付	児童発達支援	障害児が、施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けられます。
	放課後等デイサービス	

(2) 障害児福祉サービスの利用実績

事業種別		延利用人数(人)	利用日数等
児童通所給付	児童発達支援	109	1,350 日
	放課後等デイサービス	177	567 日

(3) 児童福祉法サービス事業所

○NPO 法人 ママサポート 子いづみや

事業種名	住 所	電 話
児童デイサービスおひさま	新城市片山361番地7	0536-23-8510

4. 地域生活支援事業

障害者総合支援法では、地域の実情に応じて柔軟に実施することが望ましい事業を地域生活支援事業として法定化されています。

新城市では、次の事業を実施しています。

(1) 相談支援

障害者等からの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のために必要な援助等を行います。

- ① しんしろ福祉会館相談支援事業所
- ② 新城市障害者相談支援事業所レインボーはうす
- ③ やまなみ会相談支援事業所
- ④ もくせいの家ほうらい相談支援事業所

(2) コミュニケーション支援

聴覚・言語・音声機能などの障害のため、意思疎通に支障のある障害者に手話通訳者等の派遣をする事業です。利用者負担は無料です。

(3) 日常生活用具給付

在宅の障害者に、日常生活を円滑に送るための用具の給付をします。

① 日常生活用具の種類

障害部位	品目
下肢・体幹障害	便器、特殊マット、訓練用ベッド、特殊寝台、火災報知器 自動消火器、特殊尿器、入浴補助用具、体位変換器 歩行支援用具、移動用リフト、住宅改修費、その他
肢体・言語障害	火災報知器、自動消火器、携帯用会話補助装置、その他
上肢障害	特殊便器、火災報知器、自動消火器、その他
視覚障害	ポータブルレコーダー、点字タイプライター、時計 電磁調理器、火災報知器、自動消火器、音声式体温計 音声体重計、点字図書、拡大読書器、点字ディスプレイ 活字文書読上げ装置、その他
聴覚障害	屋内信号装置、火災報知器、情報受信装置・通信装置 自動消火器、その他
腎臓障害	透析液加湿器
呼吸器障害	酸素ボンベ運搬車、ネプライザー、電気式たん吸引器 パルスオキシメーター
膀胱・直腸障害	収尿器、ストマ用装具、紙おむつ

② 費用負担

障害福祉サービスとは別に、定率で、原則1割となっています。なお、利用者の負担軽減のため、市民税の課税状況に応じて上限額が設定されています。

(4) 移動支援

屋外での移動に困難がある障害者に社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動などの社会参加のため、ヘルパーが外出支援を行います。

① 移動支援事業利用実績 (平成24年度)

種別	利用実人員 (年)	利用延べ時間 (年)
身体障害者	12人	631.0時間
知的障害者	33人	1,674.5時間
精神障害者	4人	823.0時間
障害児	19人	1,899.0時間

② 移動支援指定事業所一覧

事業所名	住所	電話
しんしろ福祉会館訪問介護事業所	新城市字東沖野20番地12	0536-23-5618
虹の郷訪問介護事業所	新城市作手高里字縄手上22番地	0536-38-1481
居宅介護事業所レインボーはうす	新城市矢部字本並48番地	0536-24-1313
コープあいち 福祉サービス新城	新城市字西新町12番地1	0536-24-1811
コープあいち 福祉サービス豊川	豊川市西塚町2丁目5番地	0533-85-4686
居宅介護エコハウス	豊川市大木町石道78番地1	0533-93-7331
みその訪問介護サービス	豊川市金沢町稲場7番地	0533-92-2035
WACケアステーション	豊橋市南瓦町14番地1	0532-52-4315
キラリ訪問介護	豊川市光明町1番地11 フォーブル湯本101号	0533-83-3788
たいよう介護ステーション	豊川市諏訪1丁目35番地	0533-65-7730

※事業所ごとに受入可能な障害種別を設定しています。詳細は福祉課へお問合せください。

(5) 地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会や社会との交流の場を提供する事業です。

他市町村の地域活動支援センターの利用も可能ですが、事前に市役所福祉課までご相談ください。

地域活動支援センター利用実績 (平成24年度)

種別	利用実人員 (年)	利用延べ回数 (年)
身体障害者	12人	759回
知的障害者	4人	261回
精神障害者	13人	655回

(6) 身体障害者訪問入浴サービス

入浴が困難な在宅の重度障害者に委託業者を派遣して、入浴サービスを行います。負担金は、1回につき1,000円です。

身体障害者訪問入浴サービス利用実績 (平成24年度)

利用実人員 9人 利用延べ回数 558回

(7) 日中一時支援

障害者（児）施設等において日中活動の場を提供し、介護者の一時的な休息を図ります。

① 日中一時支援事業利用実績 (平成24年度)

種 別	利用実人員	利用延べ回数
身体障害者	7人	254回
知的障害者	15人	561回
精神障害者	8人	376回
障 害 児	21人	104回

② 日中一時支援事業所一覧

事 業 所 名	住 所	電 話
レインボーはうす	新城市矢部字本並48番地	0536-24-1313
やすらぎの家	新城市字下川23番地	0536-23-0087
もくせいの家ほうらい	新城市長篠字丸井5番地2	0536-32-3930
シンシア豊川	豊川市平尾町諏訪下10番地	0533-88-7500
ホテルの郷	豊川市足山田町年長1番地6	0533-93-7686
ショートステイ 樹・たつき	豊川市上長山町小南口原134番地2	0533-93-1995
愛厚希全の里	豊川市一宮町上新切33番地4	0533-93-2062
豊橋ゆたか学園	豊橋市高師町字北原1番地104	0532-62-0112
あかね荘	豊橋市弥生町字中原77番地1	0532-38-9090
いわさき・こどもショートステイ	豊橋市岩崎町字利兵71番地	0532-61-2062
第2ゆたか希望の家	設楽町東納庫字松山6番地2	0536-65-0370
こども発達センター	豊橋市中野町字中原100番地	0532-39-9200
おとわの杜	豊川市赤坂町東山12番地1	0533-95-3611
ゆいまーる	豊川市一宮町野添219番地3	0533-79-4968
蔵王の杜	田原市田原町石取1番地9	0531-23-7511

※事業所ごとで受入可能な障害種別を設定しています。詳細は福祉課へお問合せください。

(8) その他の地域生活支援事業

更生訓練費給付、知的障害者職親委託、自動車改造助成、自動車運転免許取得助成などがあります。

給付実績 (平成24年度)

サービス名	給付実績
更生訓練費	0件
自動車改造助成	4件
自動車運転免許取得助成	1件

(4)(5)(7)の事業は、原則1割の自己負担がありますが、障害福祉サービスに準じた負担上限を設けております。

5. 自立支援医療

(1) 精神通院

精神疾患により継続的に通院等が必要な方に、自立支援医療受給者証を発行します。この受給者証の提示により、通院医療費を公費で負担します。

申請の窓口は市役所福祉課又は、総合支所地域振興課です。申請に際しては、指定の診断書、健康保険証等が必要となります。

自立支援医療受給者証保持者 490人 (平成25年4月1日現在)

(2) 更生医療

身体に障害のある方がその障害の程度を軽くしたり、日常生活上効果が見込まれると医師が認めた場合に、医療の給付を行います。

申請の窓口は市役所福祉課又は、総合支所地域振興課です。

申請に際しては、指定の医師の意見書、健康保険証等が必要となります。

- ① 対象者：身体障害者手帳を所持している、18歳以上の方。
- ② 内容：指定医療機関における腎臓機能障害の血液透析、心臓機能障害者や肢体不自由者の手術・治療など。

③ 給付決定件数 (平成24年度)

透 析	心 臓	肢 体	免 疫	聴 覚
72件	2件	5件	1件	1件

(3) 育成医療

18歳未満の身体上の障害を有する方が、生活能力を得るために必要となる医療の給付を行います。

申請の窓口は市役所福祉課又は、総合支所地域振興課です。

いずれも、原則1割の自己負担ですが、所得に応じて自己負担上限額が設定されます。また、それぞれ自己負担分を助成する市の医療費助成制度もあります。

6. 補装具

身体に障害のある方が、その障害を補い、日常生活を容易にするための器具を購入又は修理する場合に要する費用を助成します。支給の方法は、利用者の申請に基づき、補装具の購入又は修理が必要と認められた場合、公費負担分を市が支給するものです。

(1) 基準 (次に掲げる要件を全て満たすもの)

- ① 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計、加工されたものであること。
- ② 身体に装着又は装用して日常生活又は就学、就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するものであること。
- ③ 給付に際して専門的な知見を要するものであること。

(2) 補装具の主な種類

- ①義手、義足、装具、座位保持装置
- ②車いす、電動車いす、歩行器

- ③盲人安全つえ、補聴器
- ④重度障害者用意思伝達装置

(3) 費用負担

障害福祉サービスとは別に、定率で、原則1割となっています。なお、障害福祉サービスと同様、利用者の負担軽減のため、所得に応じて上限額が設定されています。

7. 特別障害者手当等

次に掲げる障害者の方に、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、愛知県特別障害者手当などが支給されます。(所得制限あり)

(1) 特別障害者手当

20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方 (月額 26,260円)

(2) 障害児福祉手当

20歳未満で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要な在宅の児童 (月額 14,280円)

(3) 経過的福祉手当

20歳以上で、従来福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受けられない在宅の方 (月額 14,280円)

(4) 愛知県特別障害者手当

上記の国の手当受給者に加算して支給

A種——身体障害1、2級かつIQ35以下 (月額 6,850円)

B種——身体障害1、2級またはIQ35以下 (月額 1,050円)

(5) 愛知県障害児福祉手当及び経過的福祉手当

上記の国の手当受給者に加算して支給

A種——身体障害1、2級かつIQ35以下 (月額 6,900円)

B種——身体障害1、2級またはIQ35以下 (月額 1,150円)

(金額は、いずれも平成25年4月1日現在のもの)

※支給時期は、2. 5. 8. 11月の年4回

(6) 支給状況

(平成25年4月1日現在)

特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	計
34	12	2	48

8. 在宅重度障害者手当

次に掲げる在宅の障害者の方に、在宅重度障害者手当が支給されます。

(所得制限あり)

(1) 対象者

- ① 1種 — 1級または2級の身体障害者手帳を有し、かつ、療育手帳を有する方で、その判定区分のIQが35以下と判定された方

(月額 15,500円)

- ② 2種 — 65歳までに身体または療育手帳を有し、次のいずれかの障害を有する方

(月額 6,750円)

ア 1級または2級の身体障害者手帳を有する方。

イ 療育手帳を有する方で、その判定区分のIQが35以下と判定された方。

ウ 3級の身体障害者手帳を有し、かつ療育手帳を有する方で、その判定区分のIQが50以下と判定された方。

(ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当のいずれかが支給されている方を除く。金額は、いずれも平成25年4月1日現在のもの)

※ 支給時期は、4. 8. 12月の年3回です。

(2) 支給状況

(平成25年4月1日現在)

1種	2種	計
5人	575人	580人

9. 新城市障害者手当

次に掲げる障害者の方に、新城市障害者手当が支給されます。ただし、社会福祉法二条2の施設入所者と特別障害者手当等受給者には支給されません。

(1) 対象者

- ① 身体障害者手帳1～2級またはIQ35以下の方、
精神障害者保健福祉手帳1級の方。 (月額 2,800円)

- ② 身体障害者手帳3級またはIQ36～50の方、
精神障害者保健福祉手帳2級の方。 (月額 2,400円)

- ③ 身体障害者手帳4級の方。 (月額 1,200円)

- ④ 身体障害者手帳5～6級またはIQ51～75の方、
精神障害者保健福祉手帳3級の方。 (月額 1,000円)

(対象者区分及び金額は、いずれも平成25年4月1日現在のもの)

※ 支給時期は、3. 7. 11月の年3回です。

(2) 支給状況

(平成25年4月1日現在)

身体障害1・2級 IQ35以下 精神障害1級	身体障害3級 IQ36～50 精神障害2級	身体障害4級	身体障害5・6級 IQ51～75 精神障害3級	計
835人	758人	430人	308人	2,331人

10. 障害者福祉タクシー料金助成事業

重度の障害のある方が、通院等のためにタクシーを利用される場合、料金の一部を助成します。

(1) 対象者

- ① 身体障害者手帳 1～3級の方
 - ② 療育手帳 A・B判定の方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳 1～2級の方
- ※ ただし、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除きます。

(2) 助成額

年間24回分で、1回の助成額は、700円です。

ただし、週1回以上人工透析のために通院している方には年間48回分の助成券を交付しています。

(3) 利用状況

(平成24年度実績)

利用者数	利用件数
146人	1,994件

11. 在日外国人福祉手当

昭和57年1月1日以前から日本に住み、市内に1年以上外国人登録をしている方で、次の要件にあてはまる方に支給します。

(1) 障害者

- ① 対象者 昭和37年1月1日以前に生まれた方で、障害認定の初診日が昭和57年1月1日より前で、身体障害者手帳(1～3級)または療育手帳(A・B判定)を所持している方。
- ② 支給金額 月額20,000円 ※所得制限あり

(2) 高齢者

- ① 対象者 大正15年4月1日以前に生まれた方で、公的年金の給付を受けていない方。
- ② 支給金額 月額10,000円 ※所得制限あり

12. 税の減免等

障害がある方の税負担等を軽減するために、所得税、住民税、相続税、自動車税、自動車取得税、並びにNHK受信料などの減免制度があります。

また、郵便貯金や少額貯蓄の非課税制度の適用も受けられます。ただし、減免等の対象や程度は障害の種類や等級により異なります。

詳しくはそれぞれの関係機関へお問い合わせください。

児 童 の 福 祉

1. こども園

新城市では、平成25年4月1日から市内の幼稚園・保育園を一体的に運営しています。

- ・施設名称を「こども園」に統一しました。
- ・保育料を統一し、併せて保護者負担を軽減しました。
- ・基本となる開園時間（午前8時30分から午後5時）を統一しました。
- ・3歳から5歳児の基本保育時間（午前8時30分から午後3時）は、就学前教育を保障するため入園要件を撤廃しました。
- ・幼稚園と保育園のカリキュラムを統一しました。

○ 幼年人口 (平成25年4月1日現在 単位：人)

総人口	学齢前児童数	比率(%)	こども園児童数
50,124	2,072	4.1	1,277

○ こども園一覧

園名	所在地	園名	所在地
新城こども園	字東入船32番地1	吉川こども園	吉川字中山43番地1
中央こども園	字東沖野28番地2	宇利こども園	中宇利字坂44番地8
城北こども園	字宮ノ後78番地	八名こども園	富岡字杉畑54番地5
千郷東こども園	杉山字野中64番地1	長篠こども園	長篠字丸井19番地1
千郷中こども園	豊栄字スハ山248番地4	鳳来こども園	玖老勢字便福17番地
千郷西こども園	豊島字馬渡11番地2	鳳来西こども園	布里字栗峯20番地5
東郷東こども園	大海字黒瀬23番地7	山吉田こども園	上吉田字松沢5番地
東郷中こども園	八束穂字天王1041番地2	大野こども園	大野字久羅下39番地
東郷西こども園	上平井字昭和970番地	作手こども園	作手高里字縄手上20番地1
東部こども園	日吉字上ノ風呂58番地		

○ 月額基本保育料 (午前8時30分～午後3時、給食費込み)

区分	階層	平日基本保育料	土曜基本保育料
0～2歳児	A～D7	0～28,100円	0～7,700円
3歳児	A～D7	0～10,000円	0～3,900円
4～5歳児	A～D7	0～8,600円	0～3,300円

○ 年齢別こども園入園状況 (平成25年4月1日現在 単位：人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
こども園	12	61	125	330	353	396	1,277

2. 特別保育の実施状況

(1) 延長保育

保護者の就労状況や家庭の事情で、基本保育時間(平日・土曜：午前8時30分～午後3時)を延長して長時間の保育を必要とする場合に保育を行います。

◆ 延長保育時間

区分	延長時間	実施園
平日	午前7時30分から 午後5時まで	新城、東郷東、吉川、鳳来西、山吉田こども園
	午前7時30分から 午後6時まで	中央、千郷中、東郷中、東部、宇利、鳳来、大野、 作手こども園
	午前7時30分から 午後7時まで	城北、千郷東、千郷西、東郷西、八名、長篠こども園
土曜	午前7時30分から 午後6時まで	(作手こども園) ※ () は利用者がある場合のみ開園
	午前7時30分から 午後7時まで	城北、長篠こども園、(千郷東こども園) ※ () は利用者がある場合のみ開園

◆ 月額延長保育料 (時間当たり)

区分	階層	平日延長保育料	土曜延長保育料
0～2歳児	A～D7	0～2,600円	0～600円
3歳児	A～D7	0～2,600円	0～600円
4～5歳児	A～D7	0～2,200円	0～500円

(2) 乳児保育

生後6か月を超え年度当初1歳に満たない児童について、家庭で保育できない場合に限り、保育を行います。

◆ 実施園…… 中央、城北、千郷東、千郷中、東郷中、長篠、作手こども園

(3) 障がい児保育

障がいの程度が軽度又は中度で、集団保育が可能な概ね3歳以上の児童の保育を行います。

◆ 実施園…… 全こども園

(4) 統合保育

障がい等で支援が必要とされる3歳以上の児童について、通常保育と併せて療育を行います。

◆ 実施園…… 東郷東こども園

(5) 一時保育

一時保育とは、保護者の仕事、傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭、育児疲れなどにより、一時的に日中の家庭保育が困難となる児童を預かる制度で、次のような場合に一時保育が利用できます。

- ・非定型的保育 家庭での保育が断続的に困難となる場合
- ・緊急保育 やむを得ない理由により、緊急一時的に保育が必要となる場合
- ・リフレッシュ保育 育児に伴う保護者の身体的、心理的負担を解消するため、一時的に児童を預かる場合

◆ 実施園…… 城北、長篠、作手こども園

対 象	こども園に入園していない児童で、利用日現在において満1歳児から就学前までの児童		
保育時間	午前8時30分から午後3時まで		
利用料 (日額)	3歳未満児	2,100円	おやつ代、給食費込み
	3歳児	1,100円	
	4歳児以上	1,000円	

3. 家庭児童相談

家庭児童相談員は、家庭における児童の養育上の様々な問題について相談に応じ、愛知県新城設楽児童・障害者相談センターなどの関係機関と密接な連携を保ち、適切な指導や助言を行っています。

○ 相談員 1人

○ 相談件数 平成24年度実績(延件数) (単位：人)

性格、生活習慣等	知能言語	学校生活	家族関係(虐待含)	環境福祉	障害	その他	計
2	0	1	8	0	0	15	26

4. 児童手当

児童手当は、国内に居住している中学校終了前(15歳到達後最初の年度末まで)の子どもを養育している父または母のうち、生計の中心者に子ども一人につき1月当たり下記の金額が支給されます。

3歳未満	月額15,000円
3歳以上小学校修了前	月額10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	月額10,000円
所得制限世帯	月額5,000円
支給時期	6・10・2月の年3回

○ 支給状況 (平成24年度末現在)

受給資格者数	2,999人	児童数	5,520人
--------	--------	-----	--------

5. 児童扶養手当

児童扶養手当は、両親または片親のいない家庭か、親が重度の障害の状態にある家庭で児童(18歳到達年度の末日までの者)を監護・養育している方に支給されます。

(受給資格者及び扶養義務者に所得制限あり。国民年金などの公的年金の受給者は除く。)

○ 支給額・支給時期

区 分	全部支給（月額）	一部支給（月額）
児童1人の場合	41,430円	41,420円～9,780円 (所得額により設定)
児童2人の場合	5,000円加算	
児童3人以上の場合	3人目から児童1人増すごとに3,000円加算	
支給時期	4・8・12月の年3回	

※平成25年10月分から全部支給が41,140円、一部支給が41,130円～9,710円に額が改定されます。

○ 支給状況 (平成24年度末現在)

受給資格者数	308人	児童数	420人
--------	------	-----	------

6. 愛知県遺児手当

県の遺児手当は、両親または片親のいない家庭か、親が重度の障害の状態にある家庭で児童（18歳到達年度の末日までの者）を監護・養育している方に支給されます。

(受給資格者及び扶養義務者に所得制限あり。国民年金などの公的年金の受給者は除く。)

○ 支給額・支給時期

区 分	1年目～3年目（3年間）	4年目～5年目（2年間）
児童1人につき	月額4,350円	月額2,175円
	6年目以降は支給されません。	
支給時期	4・8・12月の年3回	

○ 支給状況 (平成24年度末現在)

受給資格者数	164人	児童数	260人
--------	------	-----	------

7. 新城市遺児手当

市の遺児手当は、県の遺児手当と同じ条件の家庭の方に支給されます。(所得制限なし)

○ 支給額・支給時期

児童1人につき	月額2,000円
支給時期	7・11・3月の年3回

○ 支給状況 (平成24年度末現在)

受給資格者数	399人	児童数	609人
--------	------	-----	------

8. 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、20歳未満の身体、知的または精神に中度・重度の障害（又は病状）のある児童を養育している父若しくは母または養育者に支給されます。（受給資格者及び扶養義務者所得制限あり。障害を支給事由とする年金を受けている場合は除く。）

○ 支給額・支給時期

1級（重度障害）	1人につき	月額50,400円
2級（中度障害）	1人につき	月額33,570円
支給時期	4・8・11月の年3回	

※平成25年10月分から1級が50,050円、2級が33,330円に額が改定されます。

○ 支給状況 （平成24年度末現在）

受給資格者数	44人	児童数	46人
--------	-----	-----	-----

9. 児童館

児童館は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするための施設です。

（1）鳥原児童館

- ・ 開設年月日 平成8年4月1日
- ・ 所在地 新城市日吉字下畑81番地
- ・ 延床面積 394.29㎡ 建築面積 233.44㎡
- ・ 開館時間 午前9時から午後5時まで
- ・ 休館日 月曜日、祝日（こどもの日は開館）、年末年始

○ 利用状況

平成24年度 5,632人

（2）児童館 たんぽぽ

- ・ 開設年月日 平成15年11月3日
- ・ 所在地 新城市長篠字日焼9番地の2
- ・ 延床面積 407.42㎡
- ・ 開館時間 午前9時から午後5時まで
- ・ 休館日 日曜日、祝日（こどもの日は開館）、年末年始

○ 利用状況

平成24年度 13,381人

10. 地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、いつでも自由に利用していただける子育て支援の中核施設です。

未就園の0歳～5歳の子どもとお母さんを対象に、種々の事業を実施しストレス・育児不安解消等、親子の触れ合いをサポートします。

(1) 千郷東子育て支援センター

- ・ 開設年月日 平成14年5月31日
- ・ 所在地 新城市杉山字野中64番地1（千郷東こども園内）
- ・ 開設時間 午前9時から午後4時まで
- ・ 休業日 土・日曜、祝日、年末年始、千郷東こども園の休業日
- 電話番号 (0536)22-0954
- Eメールアドレス chisatohigashi-ic@city.shinshiro.lg.jp

(2) 長篠子育て支援センター

- ・ 開設年月日 平成22年6月1日
- ・ 所在地 新城市長篠字日焼9番地2（児童館たんぼぼ内）
- ・ 開設時間 午前9時から午後4時まで
- ・ 休業日 日曜、祝日、年末年始
- 電話番号 (0536)32-3221
- Eメールアドレス nagashino-ic@tees.jp

(3) 作手子育て支援センター

- ・ 開設年月日 平成19年4月1日
- ・ 所在地 新城市作手高里字縄手上20番地1（作手こども園内）
- ・ 開設時間 午前9時から午後4時まで
- ・ 休業日 土・日曜、祝日、年末年始、作手こども園の休業日
- 電話番号 (0536)38-1351
- Eメールアドレス tsukude-ic@city.shinshiro.lg.jp

○ 事業内容

事業	対象・内容	曜日・時間
ちびっこ広場 (千郷東こども園内)	*0・1歳（第1・3火曜日） *2歳（第2・4火曜日） 親子で手遊び・製作・体操・お話	毎週火曜日 午前9時30分～11時
たんぼぼ広場 (児童館たんぼぼ内)	*0～2歳 親子ふれあい遊び・手遊び・リズム遊び・体操・製作	毎週水曜日 午前9時30分～ 11時30分
ころころ広場 (作手こども園内)	*0～2歳 親子で手遊び・製作・体操・お話	毎週木曜日 午前9時30分～11時
にこにこばすけっと (出前活動)	*0～2歳の親子 手遊び・製作・体操・育児相談 *新城地区各こども園などで実施	毎月1回 金曜日 午前9時30分～11時

キラキラちびっこ広場 (出前活動)	* 0～2歳の親子 手遊び・製作・体操・育児相談 * 鳳来地区各こども園などで実施	不定期 午前9時30分～11時
育児相談	* 来所・電話・Eメール等	月～金曜日 午前9時～午後4時
情報誌発行	* 子育てに関する情報を提供	年4回
育児講座	* 絵本の読み聞かせ * 親子リズム	年2回

平成24年度 利用状況

保育室 開放 (人)	ちびっこ 広場 (人)	たんぽぽ 広場 (人)	ころころ 広場 (人)	にこにこ ばすけっと (人)	キラキラ 広場 (人)	相談 (件)	
						電話・ メール	来所
10,071	1,674	2,507	767	788	101	9	179

11. 児童遊園

市内には、2か所の児童遊園があり、遊具、トイレなどを備えています。

名 称	所 在 地	面積 m ²	設置年月日
富永児童遊園	字宮ノ後78	876	S38・4・1
和田児童遊園	作手保永字水上48	853	S50・5・1

12. 児童クラブ

昼間、仕事等により保護者のいない家庭の小学校低学年児童等のために、児童クラブを設置し、自主学習、遊びを中心とした活動を通して健全な育成を図ります。

○ 対象児童 市内小学校在学中の1年生から3年生

○ 実施場所 (平成25年4月1日現在)

児童クラブ名	場 所	児童クラブ名	場 所
新城児童クラブ	新城小学校	八名児童クラブ	老人ホーム寿楽荘
中央児童クラブ	中央こども園	庭野児童クラブ	庭野公民館
千郷児童クラブ	千郷東こども園	鳳来中部児童クラブ	鳳来中部小学校
	ちさと館	作手児童クラブ	作手小学校北校舎
	千郷中学校	舟着児童クラブ	鳥原児童館
東郷西児童クラブ	東郷西小学校	東陽児童クラブ	東陽小学校
東郷東児童クラブ	東郷東小学校		

○ 開設時間・利用料

開設時間	月～金		午後1時30分～午後6時	*休業日 土曜・日曜・祝日 8月13日～15日 12月29日～1月3日 対象小学校の休校日。	
	夏・冬・春休み		午前8時～午後6時		
利用料	通年利用の方		月額5,000円 (8月は8,000円)	*別途保険料(年額600円) が必要です。	
	長期 休暇 の み 利用	春休み 4月	1,500円		
		夏休み	7月		2,000円
			8月		8,000円
		冬休み	1,500円		
		春休み 3月	1,500円		

13. 子育て支援短期利用事業

《 短期入所生活援助事業 》

保護者が疾病等の理由により、家庭における養育が一時的に困難となった児童を児童福祉施設で短期間預かります。

利用期間：原則7日以内

《 夜間養護事業 》

保護者の仕事等が恒常的に夜間にわたる場合に、保護者が帰宅するまでの間、児童を児童福祉施設で預かります。

利用期間：夜間1日おおよそ4時間で6か月程度

- 実施場所 八楽児童寮
- 利用者負担額

区分	短期入所生活援助事業		夜間養護事業
	1日当たり		1日当たり
	2歳未満児	2歳以上児	
生活保護世帯・ 市民税非課税世帯 (母子・父子家庭)	0円	0円	0円
市民税非課税世帯 (母子・父子家庭以外)	1,100円	1,000円	300円
その他の世帯	5,350円	2,750円	750円

14. 母子通園施設「おおぞら園」

就学前の発達が気になりな児童が保護者とともに通園することにより、保護者の子ども理解を深め、親子のより良い関係づくりを図ります。また、遊びを通じて言語の理解と発達、運動機能を高め、集団生活へのステップアップづくりをします。

- ・ 所在地 新城市能登瀬字白岩32番地
- ・ 通園児数 18名（平成25年4月1日現在）

15. 新城市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている児童などの要保護児童に関する相談、把握、支援等を市で行っています。協議会は、代表者会議、連絡調整会議、個別ケース会議の3層構造になっており、児童・障害者相談センター、警察署、保健所、民生委員などの各機関と連携して、要保護児童への支援方針を協議し、各機関による支援に結びつけています。

母子の福祉

1. ひとり親家庭等の状況

(平成24年度末現在 単位：世帯)

母子	父または養育者と子	計
346	53	399

2. 母子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭及び寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のための貸付制度があります。

○ 対象者

母子福祉資金……20歳未満の児童を養育している配偶者のない女子

寡婦福祉資金……扶養している子が20歳以上になったため、母子福祉資金の貸付けの対象外となった配偶者のない女子

○ 貸付利息 無利子～年1.5%

○ 資金の種類 事業開始、事業継続、修学、就学支度、技能習得、修業、就職支度、生活、住宅などの12種類

3. 母子生活支援施設への入所

母子生活支援施設は、夫の死亡、離別、DVなどで困窮する母子家庭のための施設です。

なお、世帯の所得状況に応じて一部負担金が必要となります。

4. 母子自立支援員

母子自立支援員は、家庭や資金の問題など母子家庭及び寡婦を取り巻く悩みごとの相談に応じます。

福祉医療費助成事業・福祉給付金支給事業

老人、障害者、戦傷病者、子ども、母子家庭等の福祉の増進を図るため、次に掲げる受給資格者に医療費の一部を支給します。

事業名	受給資格者	受給者数(人) (25年4月末現在)
子ども医療費助成事業	通院…中学校3年生(15歳)年度末までの者 入院…中学校3年生(15歳)年度末までの者	5,708 (受給者証発行者)
障害者医療費助成事業	ア 身体障害者手帳所持者で 1級から3級の者 4級で障害名が腎臓機能障害の者 4級から6級で障害名が進行性筋萎縮症の者 イ 知能指数が50以下と判定されている者 ウ 自閉症状群と診断されている者	598
母子家庭等医療費助成事業	ア 母子家庭の母 イ 父子家庭の父 ウ ア、イに扶養されている児童 エ 父母のない児童 ※所得制限があります。	752
後期高齢者福祉医療費助成事業	後期高齢者医療に加入している者で、次の条件に該当する者 ア 障害者医療、母子家庭等医療※に該当する者 イ 精神障害者保健福祉手帳所持者で1級又は2級の者 ウ 戦傷病者手帳所持者 エ 精神措置入院患者、結核入院患者 オ ねたきり高齢者、認知症高齢者※ ※所得制限があります。	1,006
福祉給付金支給事業	高齢者の医療の確保に関する法律により医療を受けることができる者で、独り暮らしで市民税非課税の者等	243
精神障害者医療費助成事業	精神障害者保健福祉手帳所持者	対象者 256
	精神疾病の通院 …自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている者 ※自立支援医療については「障害者の福祉」をご覧ください。	407

生活保護

1. 保護の実施

生活保護制度は、病気、失業その他の事情で生活に困窮する場合に、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図る制度です。

生活保護を受けるためには、自分の能力に応じて働いたり、持っている資産を生活のために活用するなど最善の努力をすることが必要で、それでもなお最低限の生活が営めない場合に初めて保護が行われます。

生活保護の申請があると、家庭の生活、収入、資産状況や親族からの援助などを調査して、保護の要否とその程度を決定します。

保護は、国の基準によって計算したその世帯の最低生活費とその世帯の収入とを比較して、収入の方が少ない場合に受けられ、最低生活費から収入を引いた額が保護費として支給されます。

2. 保護の種類

保護の種類は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つがあります。

3. 被保護世帯数及び人員等の推移

(平成25年4月1日現在)

総人口	被保護世帯数	被保護人員	保護率
49,414人	94世帯	127人	2.57%

※総人口は外国人を含まず

4. 被保護世帯の類型別

(平成25年4月1日現在)

区分	高齢世帯	母子世帯	傷病障害世帯	その他	計
世帯数	41世帯	5世帯	24世帯	24世帯	94世帯
構成比	43.7%	5.3%	25.5%	25.5%	100.0%

5. 種類別保護の状況

(平成25年4月1日現在)

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助(入院)	医療扶助(外来)
世帯数	81世帯	60世帯	6世帯	19世帯	12世帯	67世帯
人員	110人	86人	13人	20人	12人	84人

6. 第二のセーフティネット

離職によって住居を失ってお困りの求職者の方や、雇用保険受給資格がない方、または受給を終了した方で、就職活動中の生活費にお困りの求職者の方に対しての支援策が用意されています。

(1) 住宅支援給付

平成25年4月より「住宅手当」が「住宅支援給付」に変わりました。

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として、住宅の確保（住宅喪失の予防）及び就労機会の確保を支援することを目的とした制度であり、市とハローワークによる就職支援を受けながら、市から賃貸住宅の家賃のための支給を受けることができます。

①支給額は生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額です。

また、収入に応じた調整があります。

例：月36,000円（単身者・収入84,000円以下の場合）

②支給期間は原則3ヶ月ですが、一定の条件を満たした場合は、最大9か月間受給することができます。

問い合わせ先 ⇒ 福祉課 23-7624

(2) 総合支援資金貸付

失業等により日常生活全般に困難を抱えている方を対象として、生活の立て直しや経済的自立等を図ることを目的とした制度であり、社会福祉協議会とハローワークによる支援を受けながら、社会福祉協議会から、賃貸住宅入居時の敷金・礼金等のための資金や、生活を支援するための資金などの貸付を受けることができます。

連帯保証人を確保した場合の貸付利子は無利子、連帯保証人を確保できない場合の貸付利子は年1.5%となります。

- | | | |
|----------------|---------|----------|
| ① 生活支援費(最長1年) | 2人以上の世帯 | 上限月額20万円 |
| | 単身世帯 | 上限月額15万円 |
| ② 住宅入居費(敷金・礼金) | | 上限40万円 |
| ③ 一時生活再建費 | | 上限60万円 |

問い合わせ先 ⇒ 新城市社会福祉協議会 23-5618

(3) 臨時特例つなぎ資金貸付

公的な給付・貸付などは申請から資金の交付まで若干の時間を要します。「臨時特例つなぎ資金貸付」は、申請者がその間の生活に困窮することがないように、社会福祉協議会から、当座の生活費の貸付を受けることができる制度です。上限10万円(無利子)で、連帯保証人は不要です。

*貸付を希望する場合は、公的給付・貸付等を申請する際に、まずその窓口でご相談下さい。

問い合わせ先 ⇒ 新城市社会福祉協議会 23-5618

社会福祉法人新城市社会福祉協議会

新城市社会福祉協議会は、民間社会福祉活動の中核的役割を担うものとして、市民参加の基に地域福祉推進のための諸活動を積極的に行っています。

施設の概要

施設名	住所	TEL・FAX
しんしろ福祉会館 (事務局)	新城市字東沖野 20 番地 12	TEL 23-5618 FAX 23-5046
西部福祉会館	新城市野田字上市場 26 番地 2	TEL 24-0505 FAX 23-8668
老人福祉センター	新城市日吉字山ノ田 77 番地 1	TEL 23-0441 FAX 23-0441
作手センター	新城市作手高里字縄手上 22 番地 作手高齢者生活福祉センター(虹の郷)	TEL 38-1481 FAX 37-6033

ホームページ <http://www.shinshiroshakyo.or.jp>

電子メール fukushi@shinshiroshakyo.or.jp

1. 社会福祉振興事業

社会福祉に対する相互扶助精神の高揚を図るため、広報による啓発を行っています。

また、各種の福祉推進団体の育成強化に努め、活動の円滑化を図っています。

2. 援護事業

- (1) 低所得世帯に対する一時援護
- (2) 行路病者及び旅費欠乏者に対する一時援護
- (3) 災害(火災)に対する一時援護
- (4) 保護家庭及び準要保護家庭の児童・生徒に対する修学旅行費等の助成

3. 児童福祉事業

(平成24年度)

- (1) 児童遊園地維持管理助成 9ヶ所
- (2) 幼稚園PTA、保育園保護者会・母の会活動助成 19件 (幼稚園2、保育園17、おおぞら園)
- (3) 子育て支援団体助成 13団体
- (4) 児童館、小中学校、幼稚園、保育園へ福祉関係図書寄贈 (25か所)

4. 老人福祉事業

各地区で開催される敬老会に対して助成を行っています。

80歳以上 5, 262人 (平成24年度)

また、老人クラブ連合会や地域の高齢者を対象に行われる「ふれあい会」などに対して助成を行っています。

5. 母子・父子福祉事業

母子寡婦福祉会の活動に対する助成を行っています。

6. 障害児者福祉事業

- (1) 「身体障害者福祉協会」、「傷痍軍人会同妻の会」、「手をつなぐ育成会」に対する助成
- (2) 身体障害者用各種器具の紹介
- (3) 手をつなぐ育成会卒業児童生徒に対する祝品の贈呈
小学生 1名、中学生 2名、養護学校高等部 2名

7. 歳末たすけあい事業

- (1) 赤い羽根共同募金（歳末たすけあい募金）を活用して、歳末訪問を行っています。

(平成24年度)

区 分	対 象 者
生活保護世帯	77世帯
老々世帯	164世帯
在宅ねたきり等高齢者	55人
ひとり暮らし高齢者	676人

- (2) クリスマス会など年末年始活動を行なう福祉団体や子ども会などに対し助成を行なっています

8. 福祉団体育成事業

福祉事業を推進する各種の団体に対し、助成・援護を行い、活動の推進を図っています。

9. 相談事業

- (1) 「心配ごと相談」を行い、市民が抱えるさまざまな悩みごとの相談に応じてました。

(平成24年度)

区 分	新城地区	鳳来地区	作手地区
曜日	第1木曜	第3水曜	第2月曜
時間	午後1時～ 午後4時	午後1時～ 午後4時	午後1時～ 午後4時
場所	しんしろ 福祉会館	鳳来開発 センター	作手センター

(2) 弁護士による「無料法律相談」を開設しています。(平成24年度)

開催日	毎月 第2・4水曜
時間	午後1時～午後4時
場所	しんしろ福祉会館

10. 自主財源の確保

資源の有効活用と福祉事業資金の確保を図るため、毎年「福祉チャリティバザー」を開催しています。

また福祉活動の充実を図るため、広く市民の協力を呼びかけています。

○平成24年度実績 1,121,688円

11. 共同募金運動の推進

市民の方々を始め、学校・職場・法人・団体等の協力を得て、共同募金運動を積極的に推進しています。

募 金 実 績 (平成24年度)

(単位：円)

一般募金	歳末募金	合 計
8,468,825	1,277,000	9,745,825

12. 社会福祉協議会会員の募集

市民の方々や各種団体、事業所などから広く会員を募集し、その会費を財源として各種の事業を実施しています。

会 員 会 費 状 況 (平成24年度)

一般会員	特別会員	法人会員	施設団体会員	会員計	会費総額
10,627	186	337	28	11,178	7,658,800円

13. ボランティアセンター活動事業

(1) 登録事業

ボランティアセンター登録数 32団体

(2) 養成研修事業

各種ボランティア養成講習会をボランティアグループ等の協力を得て開催しました。(点訳講習会・手話講習会・要約筆記講習会・音声訳講習会・

防災ボランティアコーディネーター養成講座・傾聴ボランティア養成講座・レクリエーションボランティア養成講座)

(3) 活動推進事業

ボランティア実践団体に活動費を助成しました。

(4) 福祉教育事業助成事業

市内の学校の福祉教育活動に助成しました。 計14校

新城小、千郷小、舟着小、鳳来寺小、海老小、東陽小、鳳来東小、連谷小、協和小、新城中、千郷中、東郷中、作手中、新城東高校

14. 地域福祉活動推進事業

(1) 紙おむつ宅配サービス事業

介護保険法の要介護4～5認定者（市重度要介護認定者家族介護用品給付対象者を除く）または重度障害者に紙おむつ（パンツ型、フラット型、リハビリパンツ、パッド、長時間パッドのいずれかを選択指定）を年4回宅配しています。
(平成24年度)

地 区		新城地区	鳳来地区	作手地区	合 計
利用者数	要介護4・5	86	28	12	126
	重度障害者	9	0	0	9
延宅配件数	要介護4・5	351	112	41	504
	重度障害者	36	0	0	36

(2) 居住提供事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者及び夫婦で、自宅で生活することが不安な方への居住提供をしています。
(平成24年度)

区分/センター	作手センター
入居者実人数(人)	8
延べ入居者数(人)	1,194

(3) 外出支援事業

作手地区において外出困難な高齢者及び障害者の日常的な自立生活である通院や買い物等の外出を支援します。
(平成24年度)

区分/センター	作手センター
買い物(件)	18
通院 作手地区内(件)	286
通院 作手地区外(件)	235
合計(件)	539

(4) ふれあいゆめひろば

作手地区において高齢者を対象にスポーツ、工作、旅行などを実施。

(平成24年度)

内 容	開催回数	参加人数(人)
ミニデイサービス	49回	422
グラウンドゴルフ大会	1回	46
日帰り旅行	1回	36

(5) ミニデイサービス事業

鳳来地区において、ミニデイサービス事業を実施しました。
(平成24年度)

・開催回数 4ヶ所 34回 ・参加人数 4ヶ所 357人

開催地区 海老須山、小阿寺、寺林、東矢田

(6) ふれあいサロン活動

閉じこもりがちな子育て中の親子に対して気軽に集える場づくりの活動に助成しました。

1 団体 (平成24年度)

15. ひとり暮らし高齢者安否確認事業

ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、75歳以上の方を対象に週3本の乳酸飲料を週1回から3回に分けて配付します。(平成24年度)

区 分	合 計
配付対象者 (人)	395
延べ配付人数 (人)	4,791

16. 資金の貸付事業

(1) 生活福祉資金

低所得世帯等を対象に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、緊急小口資金等は無利子または低利子で貸付を行い、自立更生のための指導援助を行っています。

(平成24年度末貸付件数)

地 区	新城地区	鳳来地区	作手地区	合 計
件 数	22	6	0	28

(2) 暮らし資金貸付事業

緊急一時的に必要な資金を無利子で貸し付ける制度です。

(平成24年度末貸付件数)

地 区	新城地区	鳳来地区	作手地区	合 計
件 数	7	1	0	8

(3) 景気低迷による派遣社員の契約切りや失業等で生活維持が困難になった方々の緊急支援として、生活資金一時貸付を行っています。

(平成24年度)

地 区	新城地区	鳳来地区	作手地区	合 計
件 数	16	2	0	18

17. 居宅介護等事業

(1) 居宅介護等事業

ア 介護保険による訪問介護事業

介護保険の訪問介護計画に基づき、訪問介護サービスを提供します。

(平成24年度)

区分/センター	しんしろ 福祉会館	作手 センター	合 計
利用者数 (人)	68	37	105
延べ訪問回数 (回)	6,790	2,252	9,042

イ 生活支援ホームヘルプサービス事業

市からの受託に基づき、介護保険対象外の要援護高齢者にホームヘルプサービスを提供します。

(平成24年度)

区分/センター	しんしろ 福祉会館	作手 センター	合 計
利用者数 (人)	0	0	0
延べ訪問回数 (回)	0	0	0

(2) 障害者等ホームヘルプサービス事業

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスを提供します。

(平成24年度)

区分/センター	しんしろ 福祉会館	作手 センター	合 計
利用者数 (人)	17	4	21
延べ訪問回数 (回)	2,951	210	3,161

18. 相談支援事業

(1) 障害者総合支援法等による指定相談支援

計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援を行い、サービス等利用計画を作成します。

(2) 地域生活支援事業による相談支援

市からの受託に基づき、障害者福祉サービスの利用援助等、社会生活を高める支援を行います。

・延相談支援件数 1,170件

19. 移動支援事業

障害者自立支援法（地域生活支援事業）による移動の支援を提供します。

（平成24年度）

区分／センター	しんしろ 福祉会館	作手 センター	合 計
利用者数（人）	3	2	5
延べ訪問回数（回）	81	7	88

20. 老人デイサービスセンター事業

（1）介護保険による通所介護事業

介護保険の通所介護計画に基づき、送迎、入浴、食事、日常動作訓練、生活指導、健康チェック等のサービスを提供します。

（平成24年度）

区分／センター	しんしろ 福祉会館	西部 福祉会館	作手 センター	合 計
年間開所日数（日）	245	245	245	735
利用者数（人）	61	47	103	211
延べ通所人数（人）	4,742	4,734	5,012	14,488

（2）生活支援デイサービス事業

市からの受託に基づき介護保険対象外の要援護高齢者に対し通所サービスを提供します。

（平成24年度）

区分／センター	しんしろ 福祉会館	西部 福祉会館	作手 センター	合 計
利用者数（人）	2	0	2	4
延べ通所人数（人）	31	0	79	110

21. 老人介護支援センター事業

（1）老人介護支援センター事業

介護保険による居宅介護支援事業所との連携により、高齢者の在宅介護、要介護認定申請等保健福祉の相談及び調整を行い、要援護高齢者及び家族の福祉向上を図ります。

（平成24年度）

区分／センター	しんしろ 福祉会館	西部 福祉会館	作手 センター	合 計
介護予防プラン 作成数（件）	87	42	12	141
実態把握件数（件）	668	673	796	2,137

(2) 居宅介護支援事業

介護保険の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスの給付管理を行ないます。また、市からの受託に基づき、要介護認定申請者の認定調査を行います。
(平成24年度)

区分／センター		しんしろ 福祉会館	作手 センター	合 計
利用者数（人）	予防	8	28	36
	介護	126	75	201
延べプラン 作成数（件）	予防	114	366	480
	介護	1,510	833	2,343
延べ認定調査数（人）		294	82	376

22. 地域活動支援センター事業

西部福祉会館にて障害者自立支援法による日中活動の場を提供します。
身体等に障害をお持ちの方に、送迎、入浴、健康チェック、昼食、機能訓練、創作的活動等のサービスを提供しています。

- ・開催時間 月曜日～金曜日 10時30分～15時
- ・登録者数 20人
- ・延べ利用者数 1,522人

23. 老人短期入所事業

作手センター（虹の郷）にて宿泊しながら、排泄、食事、入浴介助等日常生活や機能訓練を行います。

24年度末利用者数 28人 延利用人数 2,429人

24. 訪問入浴介護事業

作手センター（虹の郷）にて介護保険法に基づき、訪問入浴介護サービスを提供します。

区分／センター	作手センター
24年度末利用者数（人）	4
延べ利用者数（人）	214

作手センター（虹の郷）にて身体障害者（児）の入浴サービスを提供します。

区分／センター	作手センター
24年度末利用者数（人）	1
延べ利用者数（人）	76

25. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

愛知県社会福祉協議会からの受託により、東三河山間部4市町村の基幹的社会福祉協議会として判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用援助を行います。

(1) 相談受付件数 (平成24年度)

区 分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者等	合 計
件 数	136	447	105	688

(2) 現在の援助者数 (平成24年度)

区 分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者等	合 計
人数	7	21	6	34
生活保護（再掲）	1	3	0	4

26. 地域包括支援センター事業

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的として、市からの受託により運営しています。

(1) 事業内容

- ア 介護予防事業のケアマネジメントを行います。
- イ 介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行います。
- ウ 高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業を行います。
- エ 支援困難なケースへの対応等、ケアマネジャーへの支援を行います。

(2) 介護予防事業

ア 介護予防教室（市長寿課と共同開催） (平成24年度)

講 座 内 容	講 師	参加人数	開 催 場 所
認知症 予防教室	福祉村病院医師	7人	新城文化会館

イ 二次予防高齢者の把握

転倒予防教室に参加し、二次予防高齢者の把握と二次予防高齢者への予防プランの作成を行います。

ウ 認知症介護者座談会、介護者の集いを定期開催し、介護者の情報交換や交流を支援します。

(3) 総合相談支援・権利擁護事業・ケアマネジャーへの支援

ア 個別支援

(平成24年度)

区分/内容	総合相談	高齢者虐待	成年後見制度	困難事例	消費者被害への対応	合計
延べ件数	975	65	31	408	3	1,482

イ 講座

(平成24年度)

内 容	講 師	参加人数	対 象
介護予防講座(4回)	包括職員	45人	ミニデイ参加者
認知症サポーター養成講座	長寿課・包括職員	110人	ピアゴ新城店職員、朝日生命保険新城(営)職員

ウ 介護サービス事業者打ち合わせ会を隔月開催し、ケアマネジャーや介護サービス事業所との情報交換・研修会を行います。

エ 地区民生委員協議会に参加し、地域の情報を共有し、見守りネットワーク推進を行います。

オ 地域の関係機関へ見守りネットワークの協力依頼を行います。

(4) 新予防給付のマネジメント事業

(平成24年度)

区分/担当	包 括	委 託	合 計
介護予防ケアプラン請求延件数	4,007	1,568	5,575

その他の福祉

1. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者で、社会福祉に情熱のある方の中から選ばれます。任期は3年で、現在新城市内には109人の民生・児童委員がいます。その仕事は、担当地域の住民の生活状態を把握し、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにおける要保護者や児童などの保護、指導、援助を行うとともに、福祉事務所に協力しながら広く地域の福祉増進のために活動することです。

児童福祉を専門とする主任児童委員が12名設置されています。

○活動状況

(平成24年度中実績)

区分		件数	区分	件数		
相談・支援件数	内容別	在宅福祉	181件	その他活動件数	調査・実態把握	708件
		介護保険	54件		行事・事業・会議への参加協力	2,848件
		健康・保健医療	65件		地域福祉活動・自主活動	2,569件
		子育て・母子保健	48件		民児協運営・研修	1,756件
		子どもの地域生活	72件		証明事務	271件
		子どもの教育・学校生活	50件		要保護児童の発見の通告・仲介	23件
		生活費	17件		計	8,175件
		年金・保健	7件	訪問回数	10,338件	
		仕事	4件	連絡調整回数	5,894回	
		家族関係	76件	活動日数	12,101日	
		住居	14件			
		生活環境	67件			
		日常的な支援	645件			
		その他	599件			
	計	1,899件				
	分野別	高齢者に関すること	1,194件			
		障害者に関すること	131件			
		子どもに関すること	186件			
その他		388件				
計	1,899件					

2. 災害援助

新城市民が自然災害において被災された場合、下記の制度が適用されます。

(1) 新城市災害弔慰金

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により死亡した市民の遺族に対する「災害弔慰金」、精神または身体に著しい障害を受けた市民に対する「災害障害見舞金」の支給を行います。

また、被害を受けた世帯の世帯主に対する「災害援護資金」の貸付けも行います。

(2) 新城市災害見舞金

市の区域内において地震、落雷、風水害等の自然災害及び火災で死亡した市民の遺族、3月以上の入院加療が必要となる負傷をした市民、居住用住宅が焼失・損壊した市民に対し見舞金の支給を行います。

3. 行旅病人及び行旅死亡人

居住地を離れて旅行中に病気になって入院する方の入院治療費等や、死亡した場合の処理については、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により対応します。

4. 旧軍人・軍属とその遺族

(1) 戦傷病者

旧軍人、軍属や準軍属（動員学徒、徴用工など）の方が、在職中の公務による負傷や病気が原因で身体に一定以上障害が残っている場合、傷病恩給、障害年金、特別障害年金、障害一時金、戦傷病者手帳の交付が受けられます。

(2) 戦没者遺族

公務で死亡された旧軍人、軍属や準軍属（動員学徒、徴用工など）の遺族の方に、それぞれの要件に応じて、公務扶助料、遺族年金、遺族給付金、弔慰金、戦没者等の妻の特別給付金などが支給されます。

(3) 戦傷病没者追悼式

戦傷病没者追悼式は、先の大戦で亡くなられた戦傷病没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和を祈念するため、毎年4月に実施します。

5. 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、市民すべてが力を合わせて青少年の非行防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることにより、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、毎年7月に実施しています。

6. 日本赤十字社

日本赤十字社は、人道、博愛を基本とする赤十字の理念の基に、お互いに助け合い平和な社会を築くことを目指しています。

毎年、社資の募集を行い、その資金を活用して災害救護、血液事業、医療施設の整備、社会福祉事業、赤十字奉仕団の育成、救急法、水上安全法、家庭看護法の講習、国際援護活動などを行っています。

○平成24年度社資募集実績（日本赤十字社新城市地区 一般社資分）

	社員数(世帯・事業所)	社資総額
一般社資	11,071	5,801,500円
寄付金	64	37,600円
法人社資	113	840,685円
計	11,248	6,679,785円

7. 献血推進

新城市献血推進協議会では、住民の健康と生命を守るため、移動採血車により地区住民の献血を推進し、輸血用血液の確保に努めています。

実施日数	採血者数	200ml	400ml
述べ21日 (20会場)	762人	70人	692人

8. 新城保護区保護司会、新城更生保護女性会

「新城保護区保護司会」の24名の保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（任期：2年）で、社会奉仕の精神を持って、犯罪を犯した者の更生を助けるとともに、非行や犯罪予防のための世論の啓発に努めています。

148名の会員から成る「新城更生保護女性会」は、ボランティア団体として女性の立場から保護司に協力し、地域の非行や犯罪の予防と過ちを犯した人たちの更生を支援しています。

9. 福祉関係の委員会・団体一覧

- (1) 社会福祉法人「新城市社会福祉協議会」
- (2) 社団法人「新城市シルバー人材センター」
- (3) 日本赤十字社愛知県支部新城市地区
- (4) 共同募金会新城市支会
- (5) 新城市献血推進協議会
- (6) 新城市民生委員・児童委員協議会
- (7) ボランティア団体「新城はぐるまの会」他
- (8) 新城市赤十字奉仕団
- (9) 新城市老人クラブ連合会
- (10) 新城市身体障害者福祉協会
- (11) 新城市手をつなぐ育成会
- (12) 社会福祉法人「新城福祉会」
- (13) 新城市母子寡婦福祉会・白ゆり互助会
- (14) 新城市遺族会
- (15) 新城市傷痍軍人会・同妻の会
- (16) 新城保護区保護司会
- (17) 新城更生保護女性会
- (18) 南新家族会
- (19) 社会福祉法人「やまなみ会」
- (20) 新城市保育協会
- (21) 新城地域腎友会
- (22) NPO法人 のんほい・ほうらい
- (23) NPO法人 もくせいの家